

日野市プレスリリース 本市職員の懲戒処分等(令和3年4月30日付)について 別紙

【非違行為の概要】

本件は、被処分者1が、患者から寄付の申し出を受けた際、これを適切に取り扱わず、自ら現金100万円を受け取ったうえ、その現金を、医師4名、看護師50名に対し配布したものです。

医師への配布については被処分者1が自ら行い、看護師への配布については被処分者2の指示のもと、被処分者2のほか、7名の看護師が関与していました。

本来、寄付金については、市立病院総務課において受け付け、市立病院の歳入として扱う必要があるところ、本件については、被処分者1が正規の寄付手続きを怠り、現金のまま職員へ配布するという極めて不適切な手法をとったことから、処分等を行ったものです。

【非違行為の経緯】

- 1 令和2年4月30日、被処分者1は患者から、「コロナで頑張っている市立病院職員に対する寄付として、現金100万円を寄付したい。防護具代として使ってほしい。」との申出を受けた。被処分者1は、寄付は市立病院総務課が窓口となっていることを告げたが、寄付者から「被処分者1をとおして寄付したい」ということを告げられ、その場で現金100万円を受け取った。
- 2 被処分者1は、約1ヶ月間現金をそのまま保管していたが、令和2年5月下旬、コロナ対応に関わった市立病院職員へ配布することにしようと思い、寄付者へ電話連絡を入れ、「(防護具代ではなく)他の使い方をしていいか」との確認をとったうえ、医師及び看護師へ現金を配布した。
- 3 配布は令和2年5月下旬から6月にかけて行われ、医師に対しては、1人あたり10万円を被処分者1自らが手渡し、看護師に対しては、被処分者2の指示のもと、各病棟の所属長を通じて、1人あたり1万円が手渡された。
この際、なぜ現金が配布されるかについては、「コロナ対応に関わった職員に対し、患者さんからご支援をいただいた」という説明がされていた。
- 4 医師に配布された計40万円については、配布された医師のうちの1人が、個人で受け取ることは妥当でないと判断し、他の医師に配布されていた分もまとめて副院長へ預け、以降、副院長が保管し、令和3年2月ごろに、英論文の投稿料・英文校正料として約8万円が使用されたとみられる。
一方、看護師に配布された計50万円については、各個人の判断により、そのまま保管されていたとみられるものが13件、貯金、消費等個人的に使用されたとみられるものが34件、記憶にないというものが2件、病棟への差し入れに使用されたとみられるものが1件であった。
残りの現金10万円については、被処分者1が自宅にて保管していたとみら

れる。

【非違行為発覚の経緯】

- 1 令和3年2月下旬、職員課に対し、「被処分者1が患者から金銭を受け取り、院内の職員に分配していた」との情報が寄せられた。
※情報提供の経緯については、通報者の特定につながる恐れがあるため、上記以上の詳細については公表を控えますのでご了承願います。
- 2 上記情報提供を受け、職員課において調査を実施したところ、複数の職員から上記事実を裏付ける証言及び証拠が得られた。
- 3 令和3年2月26日、被処分者1及び被処分者2に事実関係を確認したところ、上記事実を認めた。

【非違行為発覚後の市の対応】

- 1 令和3年3月1日、現金を受け取った者に対し、当該現金が正規の寄付手続きを経ていないこと及び現金を、翌3月2日に回収することを通知した。
- 2 令和3年3月2日、配布された現金を回収した。
(すでに使用されていた分については、各自の責任において補填)
- 3 令和3年3月5日、回収した現金を寄付者へ返却した。

【図解】

